

◎新潟県告示第1058号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

濁川漁業協同組合

新潟市北区名目所3丁目1948

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

（釣堀的漁場）

第12条の「平成23年9月1日から平成24年8月31日まで」を「平成24年9月1日から平成25年8月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成24年9月1日